

お詫びと訂正 「相続財産管理人、不在者財産管理人に関する実務」

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。

なお、第4刷の正誤表に掲載している誤りは、第5刷以降では訂正しております。また、第4刷の正誤表に掲載している誤りは第1刷、第2刷、第3刷にも適用されます。

日本加除出版株式会社

記

(第4刷：2020年10月)

■165頁 相続債権届出書の下から7行目（証拠書類）

(誤) 契約書 → (正) 削除

■166頁 相続債権届出書の上から2行目（内容と原因）

(誤) 減債権者： → (正) 原債権者：

■262頁 上から3行目

(誤) 課税価格に1000分の4を掛けた

→ (正) 不動産業者による → (正) 不動産鑑定士による

(1刷～3刷：2018年3月～2019年2月)

■v頁 凡例 下から4行目と3行目を入替

(誤)

・ 長野家裁伊那支部審判昭和38年7月20日家裁月報15巻10号
146頁

→ 長野家伊那支審昭 38・7・20 家月 15 卷 10 号 146 頁
(正)

・ 長野家伊那支審昭 38・7・20 家月 15 卷 10 号 146 頁

→ 長野家裁伊那支部審判昭和 38 年 7 月 20 日家裁月報 15 卷 10 号 146 頁

■41 頁 下から 2 行目

(誤) 裁判官である家事審判官が判断をくだし決定すること。

→ (正) 裁判官が、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官の行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断を決定すること。

■120 頁 例 15 の下から 1 行目

(誤) 家事書記官 → (正) 裁判所書記官

■331 頁 上から 3 行目

(誤) 1000 分の 4 → (正) 1000 分の 20 (ただし、2019 年 3 月 31 日までの間に土地の登記をする場合は 1000 分の 15)

■380 頁 下から 10 行目

(誤) 378 頁で説明する。 → (正) 345 頁で説明している。

■380 頁 下から 7 行目

(誤) 380 頁で説明する。 → (正) 352 頁で説明している。

以上